

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（案）等に関する御意見募集の結果について

令和 2 年 10 月 14 日
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（案）等について、令和2年10月1日（木）から令和2年10月3日（土）まで御意見を募集したところ、本件に関する御意見を23件いただきました（なお、本件と直接関係しない御意見を2件承っております）。

御意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

I. 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令案

| 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|---|--|
| 新型コロナウイルス感染症について、指定感染症としての指定を解除する等、感染症法上の位置付けを見直してほしい。（ほか同旨17件） | 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いについては、当該感染症の発生状況や専門家の御意見等を踏まえながら、引き続き検討を行ってまいります。 |
| 今回の案に賛成。感染症法上の位置付けは見直すべきではなく、必要に応じて措置の見直しを迅速に行えるよう運用すべき。 | 賛成の御意見として承りました。 |
| 軽症者・無症状者の場合も、医師・看護師が常駐する宿泊療養を基本とするよう運用してほしい。 | 宿泊療養と自宅療養のいずれの対応となるかは、軽症者等と同居している方の状況や都道府県が用意する宿泊施設の受入可能人数、軽症者等ご本人の意向等を踏まえて、都道府県が調整することになります。 宿泊療養の場合は、宿泊施設に配置された看護師等が定期的に健康状況を |

| | |
|--|---|
| | <p>確認し、症状に変化があった場合には、医療機関と連携し、必要な医療が受けられます。</p> |
|--|---|

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令案

| 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取期間が3日間というのは短すぎるのではないか。 ・「厚生労働省令で定める者」に、肝臓や消化器の機能が低下している者や、後天性免疫不全症候群治療中の者についても追加をお願いしたい。また、感染者本人が該当しなくても、家族内に「厚生労働省令で定める者」がいる場合について追加をお願いしたい。 ・「厚生労働省令で定める事項を守ることには同意しない者」には、文書による同意を拒否した者や宿泊療養施設から無断で外出した者が含まれるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の御意見募集は、我が国における新型コロナウイルス感染症の発生の状況の変化等を踏まえ、公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、行政手続法第40条第1項で定める「三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるとき」に該当することから、意見提出期間を短縮したものです。 ・「厚生労働省令で定める者」として、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者を規定する予定であり、例示された疾患に罹患している者に限定する趣旨ではありません。また、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者についても、入院措置の対象となります。 ・宿泊療養の対象者については、外出しないこと、健康報告を行うことといった感染防止にかかる留意点が遵守 |

| | |
|---|---|
| | <p>できることについて同意を求めており、当該同意が得られなかった方を念頭に置いています。</p> |
| <p>入院勧告の対象について、症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者を含むことに賛成。</p> | <p>賛成の御意見として承りました。</p> |
| <p>「新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認められる事項」に、マスクの着用や新型コロナウイルスワクチンの接種が含まれないようにしてほしい。</p> | <p>「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（第3版）」（令和2年6月15日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付け事務連絡）において、宿泊療養又は自宅療養を行う患者は、必要に応じマスクを着用すべきことを求めています。</p> <p>このほか、宿泊療養又は自宅療養の際の感染防止に係る留意点は、次に掲げる関連する事務連絡を参考にさせていただきようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡、同年6月25日最終改正） ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル（第3版）」（令和2年6月15日付け事務連絡） ・「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付け事務連絡） |